「東京都子供・子育て支援総合計画(中間見直し版)」 の概要と主な事業の実績(平成30年度末現在)

計画の概要

3つの理念

- 1 すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

5つの目標

- 1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり
- 2 乳幼児期における教育・保育の充実
- 3 子供の成長段階に応じた支援の充実
- 4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
- 5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

5つの視点

- 1 「すべての子育て家庭」への支援の視点
- 2 家庭を「一体的」に捉える視点
- 3 子供と子育て家庭の立場からの視点
- 4 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- 5 広域的な自治体の役割からの視点

5つの目標ごとの主な事業の実施状況(平成30年度末現在)

- ※1 【 】内は、都における事業所管局(庁)及び事業実施主体
- ※2 ★は目標を掲げている取組

目標 1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者に対し、サービスや情報提供を充実させています。また、安心できる小児・母子医療体制の整備や子育て家庭に対する地域の支援、子供の健康確保・増進などにより、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整備しています。

1 妊娠・出産に関する支援の推進

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業や、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業を実施しています。
- 全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育

てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図る区市町村に対し、補助を行っています。平成30年度末現在で実施区市町村数は43区市町村となりました。

★ 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(福祉保健局:区市町村) 58 区市町村(23 区 26 市 4 町 5 村) (令和元年度目標) 62 区市町村で、地域の 実情に応じ、妊娠・出 産・子育ての切れ目な い支援体制を構築

養育支援訪問事業【福祉保健局:区市町村】

55区市町村(23区26市5町1村)

出産・子育て応援事業(ゆいかご・とうきょう事業)【福祉保健局:区市町村】

43区市町村(17区20市3町3村)

2 安心できる小児・母子医療体制の整備

- 小児救急医療体制については、子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科 医等の協力を得て実施する**小児初期救急平日夜間診療事業**に対して積極的な支援を行っています。併せて、二次救急医療について、**休日・全夜間診療事業**を引き続き実施し、 原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制の確保に努めています。
- また、小児の重症症例等により、他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤 患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れる「東京都こども救命センター(都 内4病院)」を指定し、迅速かつ適切に救命処置を受けられる体制を確保しています。

小児救急医療体制の充実(初期・二次救急)(福祉保健局)

<初期救急>40区市町村(20区17市2町1村)

<二次救急>79床(53施設)

東京都こども救命センターの運営【福祉保健局】

小児重症患者を迅速に受入れ、救命治療を速やかに行う小児医療施設を整備し、小児重篤患者に対する医療提供体制を強化

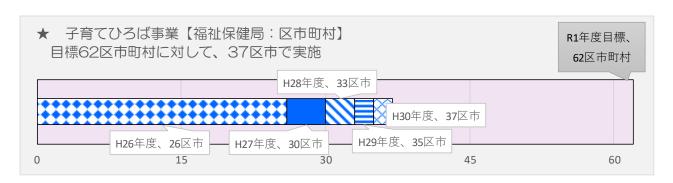
○ 母子医療体制については、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療 を提供する**周産期母子医療センター**の整備や増加傾向にある低出生体重児の医療に対 応するため、**NICU**(新生児集中治療管理室)を確保します。



○ 救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命措置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」を6か所指定しています。

3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

- 地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体とのコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組をしています。 平成30年度末現在、子供家庭支援センター事業は60区市町村で実施しています。
- 地域で孤立しがちな、在宅で子育てをしている家庭を支援するため、身近な地域において子育て相談や子育てサークルの支援を行い、親子のつどいの場となる**子育てひろば**の設置を進めています。地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを実施している区市町村は、平成30年度末現在で37区市となりました。



○ 子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援 事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じ相談・助言等を 行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う**利用者支援事業**を実施する区市町村を支 援しています。平成 30 年度末現在で実施区市町村数は 48 区市町村となりました。



- すべての子育て家庭が必要に応じて利用できる**一時預かり、ショートステイ**等のサービスの実施を進めています。
- さらに、仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の 会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業は、平成30年度末 現在51区市町で実施され、提供会員数は15,324人となっています。

★ 多様なニーズに対応した保育や預かり等のサービスの実施

一時預かり事業【福祉保健局:区市町村】

54区市町村(23区26市4町1村)

(令和元年度目標) 62 区市町村で地域 の実情に応じた実施 体制の整備

ファミリー・サポート・センター事業 【福祉保健局:区市町村】

51区市町(23区25市3町)

子育て短期支援事業(ショートステイ)【福祉保健局:区市町村】

51区市町(23区26市2町)

子育て短期支援事業(トワイライトステイ) [福祉保健局:区市町村]

23区市(15区8市)

4 子供の健康の確保・増進

○ 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進しています。また、学校における児童・生徒等のアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいた各学校における組織的な体制により、事故予防の取組と事故発生時の緊急対応を推進しています。

アレルギー疾患対策【福祉保健局・教育庁】

【人材育成】

- 〇子供のアレルギー相談実務研修(年3回) 1,043 名参加
- ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修(年2回) 1,255 名参加
- 〇アレルギー対応体制強化研修 リーダー養成編(年2回) 883 名参加 企画立案・推進編(年2回) 64 名参加

【普及啓発】

- 〇子供のアレルギー講演会(年1回) 317名参加
- ○アレルギー教室:都保健所6か所にて実施 536名参加

【アレルギー疾患対応研修実施状況】

- ○学校教職員対象 8回 3,798名
- 〇学校栄養職員対象 2回 417名

目標 2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。多様化するニーズに対応するために、本計画では、就学前教育、保育サービス及び認定こども園の充実を進めていきます。また、小学校教育との連携も進めていきます。

1 就学前教育の充実

○ 子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。

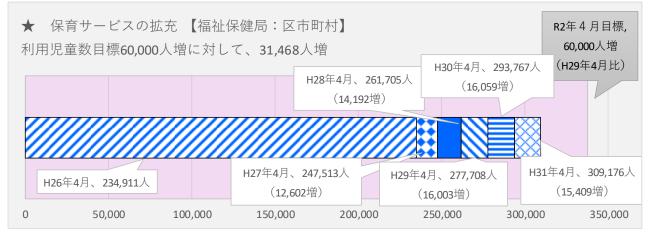
乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト【教育庁】

- ○保護者向け資料の作成・配布 11万7千部
- ○生活リズム教材の作成・配布 12万4千部
- ○オリジナルウェブサイト及び携帯サイトによる保護者・支援者向けの、資料・教材等情報提供 (通年・継続)
- 〇地域における家庭教育支援の取組の推進(地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 21区市)

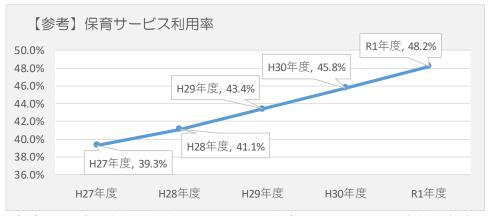
2 保育サービスの充実

○ 待機児童の解消を含め、都民の多様な保育ニーズに応えるため、認可保育所、認証保育所、家庭的保育事業などのサービスを組み合わせた供給体制の整備を積極的に推進しています。

保育サービスの利用児童数は、平成 31 年 4 月現在、29 年 4 月時点より 31,468 人増加し、309,176 人となりました。



※保育=認可保育所·認証保育所·家庭的保育等



- (注) 利用率は就学前児童人口に対する保育サービス利用児童数の割合
- 保護者の就労形態の多様化、長い勤務時間等、大都市特有のニーズに対応するため、延長、休日、夜間保育や、病児保育等の充実・促進に努めています。

★ 多様なニーズに対応した保育サービスの実施

延長保育事業【福祉保健局:区市町村】

51区市町(23区26市2町)

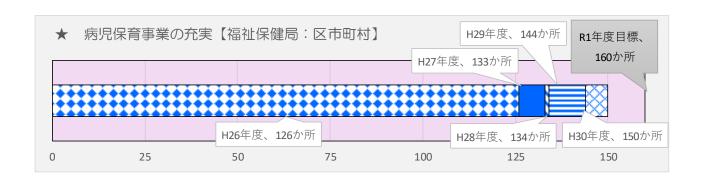
(令和元年度目標) 62 区市町村で、地域 の実情に応じた実施 体制の整備

休日保育事業【福祉保健局:区市町村】

21区市(11区10市)

夜間保育事業【福祉保健局:区市町村】

11区市(7区4市)



3 認定こども園の充実

○ 開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援しています。また、保育教諭の確保のために、資格取得も支援しています。

認定こども周の設置支援【福祉保健局・生活文化局】

認定こども園施設数・定員数

(H31.4.1 現在)

129 施設 • 25.346 人

保育教諭の確保【福祉保健局・生活文化局】

【特例制度利用の実績】

幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 1,071 人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 318 人

4 就学前教育と小学校教育との連携

○ 認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図っています。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進しております。

小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実【教育庁】

〇就学前教育カンファレンスの開催 823 名参加

目標 3 子供の成長段階に応じた支援の充実

次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員として自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕

組みづくりや、実施に自立するための支援を進めています。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組んでいます。

1 子供の生きる力を育む環境の整備

- 地域で子供から大人まで幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する**地域スポーツクラブの設立・育成**を推進しています。
- 子供と共に楽しめるレクリエーション、体力向上にもつながるニュースポーツを通じて子育て世代のスポーツ実施を誘引し、都民のスポーツの裾野拡大を図るため、子育て中の親子等を主な対象としたスポーツ交流会、体験教室等の事業を支援します。 (「ファミリースポーツ促進事業(~平成30年度)」)

*地域スポーツクラスの設立・育成支援事業 【オリンピック・パラリンピック準備局】

(令和2年度目標) 62区市町村

56区市町村(22区、25市、4町、5村)で140クラブ設立

○ 「子供の体力向上推進本部」を設置し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進しています。具体的には、「一校一取組」運動の全校実施、子供の生活習慣や運動習慣の改善を図るモデル事業、中学校「東京駅伝」大会の開催等により、体力向上を図っています。

★ 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進(教育庁)

- ○東京都統一体力テスト実施
 - ···全公立学校対象(2,176 校 939,265 人) 実施報告書配布
- ○アクティブプラン to 2020 実践事例集…12,300 部配布
- 〇第 10 回中学生「東京駅伝」大会実施

(令和2年度目標) 体力合計点の東京都平均値 を、小学生は都道府県別の上 位、 中学生・高校生は全国平均値

程度まで向上させる。

2 次代を担う人づくりの推進

○ 若年者の勤労観を醸成し、職業的自立の促進を図るため、東京しごとセンターにおいて、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行っています。

また、中学生の職場体験、勤労観・職業観育成推進プランによる高校生のキャリア教育等を積極的に展開し、子供達の職業意識の醸成を図る取組を実施しています。

中学生の職場体験(生活文化局、教育庁)

- ○参加学校数 621 校(対象学年が在籍する都内の全公立中学校で実施)
- ○参加生徒数 73,930 人

勤労観・職業観育成推進プラン【教育庁】

- 〇キャリア教育推進
 - 東京都独自教科「人間と社会」の実施
 - 技能習得型インターンシップの実施
 - キャリア教育年間指導計画(全体計画)の作成
 - ・国際ロータリーと連携したインターンシップの円滑な実施

若年者の雇用就業支援事業【産業労働局】

- ○東京しごとセンター ヤングコーナー利用者数 新規 8.557人、再来 53.347人、就職者数 5.696人
- ひきこもりで悩んでいる本人や家族、友人等を対象としたメール相談や電話相談、訪問による相談を行うとともに、NPO法人等と協働して「ひきこもり等の若年支援プログラム」に基づく各種の支援事業を実施しています。

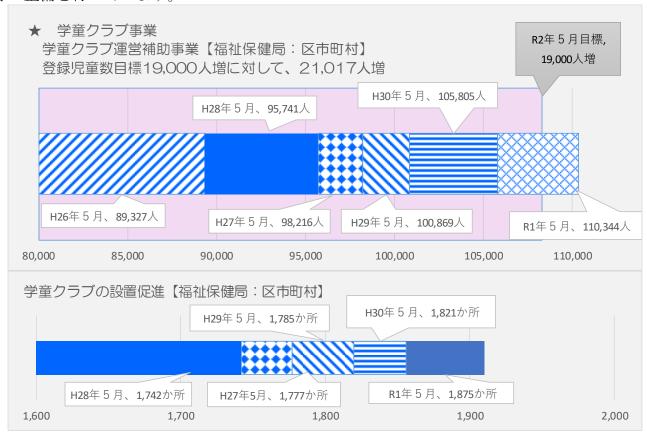
ひきこもり等社会参加支援事業【福祉保健局】

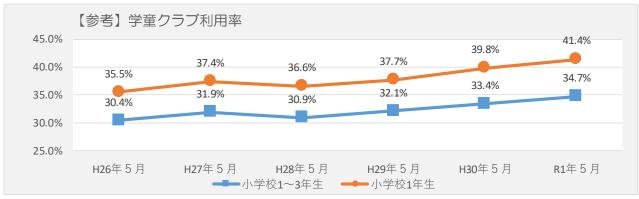
- 1 ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業 〇支援プログラムに沿って支援を行うNPO法人等の登録制度に 21 団体が参加
- 2 相談窓口の運営
 - 〇電話相談 新規登録者数 644 人(相談件数 1,895 件)
 - ○インターネットメール相談 新規登録者数 191人(相談件数 577件)
 - ○携帯メール相談 新規登録者数 72人(相談件数 110件)
 - 〇訪問相談 新規申込件数 36人

3 放課後の居場所づくり

○ 放課後に子供たちが安全で健やかに過ごすことのできる居場所作りを推進しています。

就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が 実施、又は運営費を補助する、**学童クラブ事業**(放課後児童健全育成事業)及び児童館 等の整備を行っています。





(注) 利用率は公立小学校児童数に対する学童クラブ登録児童数の割合

(※上表における、登録児童数及び学童クラブ数は、各年の国における「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」調査に対する区市町村からの回答をもとに計上している。平成27年度から28年度に関しては、一部自治体について調査項目計上方法を整理したことにより当該自治体の数値が減少し、都全体としても数値が減少した。)

○ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供する、放課後子供教室の設置を促進しています。

★ 放課後子供教室【教育庁】

55区市町村(23区26市5町1村) 1,187小学校区(全1,280小学校区)、1,260教室で実施

(令和元年度目標) 全小学校区で実施

目標 4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、発達障害を含む障害のある子供、ひとり親家庭、慢性的な疾病を抱える児童等のニーズに応じた適切な支援が求められています。

すべての子供が健やかに育つために、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期 発見や自立支援など、児童の状況に応じた切れ目のない総合的な取組を進めていきます。

1 子供の貧困対策の推進

- 貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実しています。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援する、子供の貧困対策支援事業を行っています。

子供の貧困対策支援事業【福祉保健局】

7区市(5区、2市)

2 児童虐待の未然防止と対応力の強化

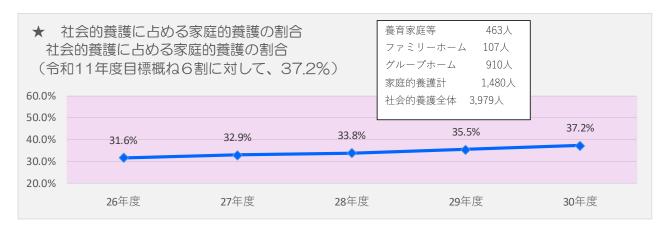
○ 児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護、 保護者の支援・指導、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係 機関との連携を強化しています。

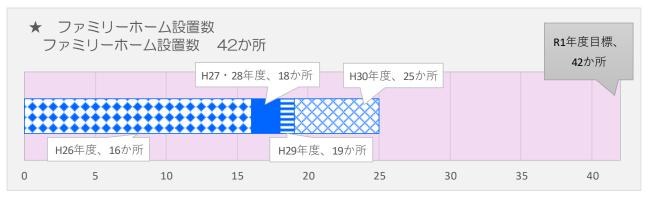
児童相談所の体制と取組の強化【福祉保健局】

- 〇児童福祉司36名、児童心理司19名の増員
- ○家族再統合のための援助事業の実施
- ○児童虐待カウンセリング事業の実施

3 社会的養護体制の充実

○ 様々な理由により親元で暮らすことのできない子供への支援としては、家庭的養護の 拡充を重点的な取組として進めています。具体的には、令和11年度において、社会的 養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・ グループホームの設置を進めていきます。





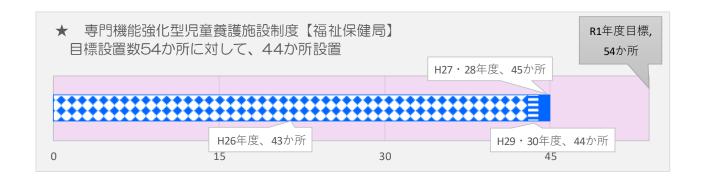
○ 施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、サテライト児童養護施設の 設置を促進しています。

★ サテライト型児童養護施設の設置【福祉保健局】

〇平成30年度 2施設実施

(令和元年度目標) 3か所

○ 虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、専門的・個別的ケア を行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大していきます。



4 ひとい親家庭の自立支援の推進

○ ひとり親家庭の親が、安定した就労のもと自立した生活ができるよう支援体制の充実 を図っています。具体的には、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に対して、母 子・父子自立支援プログラム策定員による支援を行っていきます。



○ ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための 講座費用や合格した場合の受講費用の支援を行っています。

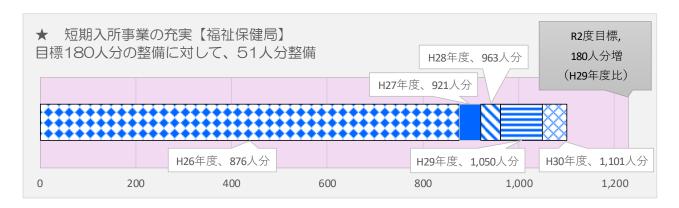


○ ひとり親家庭の子供の生活・学習支援事業又は生活困窮者自立支援法に基づく子供の 学習・生活支援事業について、都内全域での実施を推進しています。

★ ひとり親家庭の子供の学習支援の推進(子供の生活・学習支援事業 又は生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援事業の実施) 【福祉保健局:区市町村】 47 区市(23 区 24 市)

5 障害児施策の充実

○ 保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児(者)が短期間、施設に入所して必要な支援を受けられるよう、整備しています。



○ 地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を 図っていきます。



6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

○ 小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助 言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行っています。

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業【福祉保健局】

【必須事業】

- 〇電話相談(480件)
- 〇ピアサポート(3病院内で実施、305件)
- 〇自立支援員による支援(就学についての相談・情報提供、就学後の学校生活についての相談、教育機関との連絡・調整、関係者によるカンファレンスへの同席、自立支援計画書の作成)
- ○事業普及啓発(講演会、各種会議等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布)

【任意事業)

- 〇小児慢性特定疾病児童等支援事業(159件)
- 〇相互交流支援事業(5回)

目標 5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

働きながら子育てをしていくためには、生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の実現に向けた取組が不可欠です。そのため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備を進めていきます。

また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組も推進いたします。

1 家庭生活と仕事との両立の実現

○ 育児・介護と仕事の両立、非正規雇用労働者の雇用環境整備などに取り組む企業に対し、専門家派遣や奨励金の支給といった支援を行っています。

雇用環境整備推進事業【産業労働局】

- ○専門家派遣 442回
- ○雇用環境整備推進奨励金 267社
- また、行政・企業・NPO等の多様な主体で構成する「**子育て応援とうきょう会議**」 を設置し、社会全体で子供と子育て家庭を支援する気運の醸成を図る取り組みを実施し ています。

子育て応援とうきょう会議の運営【福祉保健局】

- 〇子育て応援とうきょう会議の開催(1回)及び実行委員会の開催(2回)
- 〇「子育て応援 Tokyo プロジェクト」の開催(2回)
- ○公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施
- OWEB サイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営
- ○「子育て協働セミナー」の開催(2回)
- ○ライフ・ワーク・バランス EXPO 東京等関連イベントへの出展など

2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進

○ 青少年を取り巻くインターネット環境の急速な変化や、スマートフォンなどの携帯端末の普及により、「自画撮り被害などのトラブルに巻き込まれ、被害者となるケースが増加しています。こうした状況を踏まえ、青少年をはじめ周りの大人に対しても、ネット上のトラブルや危険性、それらから身を守る防止策等についての講座「ファミリeルール講座」を開催しています。

インターネットの利用環境の整備【都民安全推進本部】

- 〇ファミリeルール講座の開催:599回(参加者数 103,892人)
- ○大学生と考えるグループワーク:10校
- 〇生徒自身による自主ルール作り支援事業:10校
- また、児童・生徒の情報モラルを育成するため、都内公立学校非公式サイト等の監視 及び不適切な書き込みの削除要請や東京都独自の情報モラル用補助教材の作成・配布を 行っています。

インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導【教育庁】

- ○東京都独自の情報モラル用補助教材「SNS東京ノート」を改訂
- 〇学校非公式サイト等の監視について、年間6回(2カ月に1回)実施。監視結果を都立学校・ 区市町村教育委員会に情報提供
- ○児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、スマートフォンの急速な普及や SNS 等の利用状況について把握

3 子供の安全を確保するための取組の推進

○ 幼稚園・小学校・中学校・高校の教室等において、体系的な参加・体験・実践型の交 通安全教育を実施しています。

交通安全教育の推進【都民安全推進本部、警視庁】

【都民安全推進本部】

○歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象): 開催 84 回 体験者 7.886 人

【警視庁】

〇交通安全教育実施状況

幼児等 146,020 人 小学生 502,074 人

中学生 83,515 人

高校生 52,221 人

- ※ 実施人数は、交通教室、自転車教室、講習会等の合計
- 子育て世代が多く集まる各種イベント等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する展示を活用し、保護者や子供に体験型の啓発を行っていきます。

子育て世代への情報発信・普及啓発(生活文化局)

- ○「乳幼児の寝ているときの事故防止ガイド」作成・配布(45,000部)
- ○「Safe Kids-子供を事故から守るために」作成、配布(7,500部)
- ○電気ポッドによる子供のやけどの注意喚起リーフレット作成・配布(10万部)
- ○本所防災館「おやこぼうさいたいけん」において子供の生活事故防止に関する講演を実施するとともに、模型・啓発パネルを展示(5月)
- ○「丸の内キッズジャンボリー」(8月)、「くらしフェスタ東京」(10月)、 「子育て応援 Tokyo プロジェクト」((9月、1月))に出展し、家の中や子供服の危険に関する模型・パネル等を展示
- ○区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の展示を実施(6区市)

4 良質な住宅と居住環境の確保

○ 子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するな ど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進しています。

★ 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進(住宅政策本部)

〇平成 30 年度末 延べ 1,189 戸

(平成 27~令和 7 年度目標) 認定戸数 10,000 戸

5 安心して外出できる環境の整備

○ 既存施設の活用等により、授乳やオムツ替えスペース「**赤ちゃん・ふらっと**」を数多く確保する等、子供連れで外出しやすい環境づくりに取り組んでいます。



○ 都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進しています。

★ 緑の拠点となる公園の整備【建設局】 事業目標 170ha に対して、23.6ha

(令和6年度目標) 170ha

○ 都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場の整備を行っていきます。

野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に来園する都民が増加し楽しめる公園の整備を行っていきます。

★ こころとからだを育てる活動体験(野外体験・里山体験) の活動広場拠点づくり[建設局]

狭山公園で実施設計を完了 工事に向けた調整を実施